令和３年度　高松市子ども食堂開設運営事業補助金　募集要領

１　趣旨

　　すべての子どもが、夢や希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指し、様々な家庭環境で育つ子どもを地域で支援するため、家庭的な雰囲気のもと、地域の子どもを対象に食事や地域住民との交流の場、学習機会の提供などを行う「子ども食堂」を実施する団体に対して、その開設及び運営に要する経費の一部を補助します。

２　補助対象団体

　　補助の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

(１)　本市において活動する団体であること。

　(２)　１年以上継続して、子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。

　(３)　組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。

　(４)　政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。

　(５)　活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(６)　暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

　(７)　申請時において、本市の市税等に滞納がないこと。

３　補助対象事業

　　補助の対象となる事業は、本市において実施する、次の（１）～（３）のいずれかに該当するもので、①～⑪の要件をすべて満たすものです。ただし、（３）の事業のみを実施する場合は補助対象事業となりません（子ども食堂を開催できる場所や人員等の体制がない団体は対象外であり、補助事業実施期間において、（２）の事業を１回以上実施することが必要です）。

(１)　子ども食堂の開設

　(２)　子ども食堂における食事の提供等の活動

 (３) 前号の事業の代替として行う子どもの家庭に対する食事等の配付

|  |
| --- |
| 【要件】1. 開催又は配付の頻度は、１月当たり１回以上であること。
2. 開催時間は、１回おおむね１時間以上であること。※（３）の事業除く
3. １回の開催又は配付につき１０食以上の食事の提供ができる体制であること。
4. 支援が必要な子どもと関係機関とをつなぐことができる体制であること。
5. 地域の子どもが参加できるように広報活動を行うこと。
6. 補助対象事業の実施に当たり、保健所等関係行政機関に事前に相談するとともに、その指導を遵守すること。
7. 営利を目的としたものでないこと。
8. 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
9. 補助対象事業に関し、国又は地方公共団体等から、補助金、負担金又はこれらに類するものの交付を受けていないこと。
10. 事業に関連する事故をカバーするための保険に加入すること。
11. 事業の実施方法等について、市が適切と認めたものであること。
 |

４　補助金額等

　　補助金の額は、次の（１）、（２）の各項目ごとの対象経費の実支出額から、利用者から徴収する食事代や寄附金、その他の収入額を控除した額と、各項目ごとの基準額とを比較して少ない方の額を合計した額（１，０００円未満の端数がある場合は切り捨て）とします。

なお、同一団体等に対する補助金の交付期間は３年度間を限度とし、このうち初期経費の補助は、同一団体等につき、初めて交付決定を受けた初年度１回限りとします。また、補助金の交付は予算の範囲内で行うこととします。

　(１)　初期経費

子ども食堂の開設に要する経費で、１００，０００円を基準額とします。

(２)　運営経費

子ども食堂における食事の提供等の活動及び当該事業の代替として行う子どもの家庭に対する食事等の配付に要する経費で、子ども食堂の開催回数又は食事等の配付回数に応じて算出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 基準額 |
| 運営経費 | 次の①及び②の額の合計額1. 月間開催・配付回数が１回の場合

　　開催・配付月数に７，０００円を乗じた額1. 月間開催・配付回数が２回以上の場合

　　開催・配付月数に１４，０００円を乗じた額 |

５　補助対象経費

　　補助対象経費は、次表に掲げる項目のうち、本補助金の交付決定日から令和４年３月３１日までの期間に支出するものとします。

(１)　初期経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な内容 |
| 工事請負費 | 事業実施に当たっての施設改良等に係る費用 |
| 施設修繕料 | 事業実施に当たっての施設修繕に係る費用 |
| 消耗品費  | 食器、調理用具等の購入費 |
| 手数料 | 食品衛生責任者養成講習会の受講料 |
| 備品購入費 | 冷蔵庫などの備品（１件１０，０００円以上のもの）購入に係る費用 |

(２)　運営経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な内容 |
| 食糧費・賄材料費 | 食料品、食材等の購入費 |
| 消耗品費  | 食器、学習用品、絵本等の購入費 |
| 燃料費 | 暖房設備等の燃料代 |
| 印刷費  | チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費 |
| 光熱水費 | 実施施設の電気・水道・ガス代 |
| 通信運搬費  | 連絡に要する郵送料 |
| 保険料  | 傷害・賠償責任保険等の保険料 |
| 使用料・賃借料  | 実施施設の使用料や賃借料 |
| 手数料 | 食品衛生責任者養成講習会の受講料 |
| 備品購入費  | 冷蔵庫などの備品（１件１０，０００円以上のものに限る。）購入に係る費用 |

６　申請方法

　　補助金交付の申請に当たっては、申請書に必要事項を記入の上、その他必要書類を添えて、子育て支援課（市役所６階）に提出してください。

　　なお、申請に必要な書類は、子育て支援課にあるほか、高松市のホームページからもダウンロードできます。

（１）高松市子ども食堂開設運営事業補助金交付申請書

　（２）その他必要な書類

①　団体の概要が分かる書類（団体概要書）

②　団体の会則、規約等の写し

③　事業計画書

④　収支予算書

⑤　その他参考資料

　　　　・法人の場合は法人の、任意団体の場合は代表者の本市の市税に滞納がないことの証明書

　　　　・団体の取組内容や活動状況が分かるもの　など

※予算がなくなり次第申請受付を終了します。

７　補助団体の選定

　　団体から補助金の交付申請書の提出があった場合は、必要に応じてヒアリングや実施場所の確認を行ったうえで書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めた場合には、書面で通知します。

８　書類の整備及び実施状況の報告等

補助事業に係る帳簿類及び証拠書類について整備し、事業終了後５年間、保存するようにしてください。

　　また、毎月１０日までに、実施状況報告書により前月の事業の実施状況を報告するほか、事業完了の日から２０日以内、又は年度末までのどちらか早い日までに、実績報告書に必要書類を添えて、子育て支援課に提出してください。

（１）高松市子ども食堂開設運営事業補助金実績報告書

（２）その他必要な書類

　　①　収支決算書

　　②　活動報告書

　　③　補助対象経費について支払ったことを証する書類（領収書、契約書など）の写し

　　④　その他参考資料

　　※③の書類の提出がない経費については、補助金を交付できません。

９　補助金の交付

　　補助金の交付決定を行った後、各団体からの請求に基づき、概算払いで交付します。

　　なお、補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業に係る経費が補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還しなければなりません。

　　※補助事業実施期間を通して、３（２）の事業が１回も実施されなかった場合は、運営事業に係る補助金を全額返還していただきます。

10　留意事項

　申請及び事業の実施に当たっては、次の点に留意してください。

(１)　子ども食堂開設後は、市の指定する子ども食堂実施団体の交流会等に参加し、事業の維持や関係団体同士の交流に努めること。

(２)　利用者の利便性向上のため、市が行う各子ども食堂に関する情報提供及び周知啓発に協力すること。

(３)　実施団体関係者等特定の者のみを対象とする運営を行わないこと。

(４)　放課後や休業日など、学齢期の子どもが参加しやすいような開催日時の設定に配慮すること。

(５)　食物アレルギーに配慮するとともに、栄養や食育の観点にも留意すること。

(６)　原則として調理を行い、パンやおにぎりなど簡易な食事やデザートのみの提供を避けること。

(７)　同一施設・場所において他事業を実施する場合は、子ども食堂との趣旨、開催時間等を明確に区分すること。

(８)　個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。

(９)　参加する子どもの行き帰りの安全確保に努めること。

(10)　近隣住民への騒音対策や駐輪スペースの確保などに配慮し、近隣に説明を行うなど、事業の理解を得られるよう努めること。

(11)　香川県が示している、新型コロナウイルス感染症対策のための県民への協力依頼の内容を踏まえた対応に努めること。